

保護者の皆様

国立市立国立第 学校
校長

インフルエンザ 登校連絡票

児童・生徒がインフルエンザにかかった場合は、学校保健安全法第19条により医師が感染のおそれがないと認めるまで、出席を停止させることができるようになっております。これに基づき、発症日から5日を経過し、かつ、解熱日から2日を経過するまで登校することはできません。つきましては、発熱及び解熱の状況を確認するため、登校する際に本紙を保護者の方が記入し学校に提出してください。まん延防止にご協力お願いいたします。

インフルエンザ^{りかん}罹患中の主な症状（該当する症状全てに○をしてください）

- 発熱 ・ 悪寒 ・ 頭痛 ・ 筋肉痛 ・ 関節痛 ・ 倦怠感 ・ 咳
- 鼻水 ・ 咽頭痛 ・ 食欲不振 ・ 吐き気 ・ 嘔吐 ・ 下痢 ・ 腹痛
- その他（ ）

発症日（発熱日）	月 日 曜日
受診日	月 日 曜日（医療機関名： ）
診断名	インフルエンザ（ A ・ B ・ ）

罹患中の体温をはかり、下記に記録してください。（平熱： 度 分）

発症0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月/日	/	/	/	/	/	/	/	/
その日の 最高体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

※発症したその日は「発症0日目」となります。

国立市立国立第 _____ 小・中 学校

_____ 年 組 児童・生徒氏名

上記のとおりインフルエンザに罹患しましたが、発症日から5日を経過し、かつ、解熱日から2日を経過しましたので登校いたします。

令和 年 月 日

学校長 殿

保護者名 _____

印

インフルエンザ出席停止早見表

		発症後5日を経過した後								
	発症日	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後6日目	発症後7日目	発症後8日目	発症後9日目
例1	発症後1日目に解熱した場合	発症	解熱	発症後1日目 解熱後1日目	発症後2日目 解熱後2日目	発症後3日目 解熱後3日目	発症後4日目 解熱後4日目	登校可能 ○		
		出席停止								
例2	発症後2日目に解熱した場合	発症	→	解熱	発症後1日目 解熱後1日目	発症後2日目 解熱後2日目	発症後5日目	登校可能 ○		
		出席停止								
例3	発症後3日目に解熱した場合	発症	→	→	解熱	発症後1日目 解熱後1日目	発症後2日目 解熱後2日目	登校可能 ○		
		出席停止								
例4	発症後4日目に解熱した場合	発症	→	→	→	解熱	発症後1日目 解熱後1日目	登校可能 ○		
		出席停止								
例5	発症後5日目に解熱した場合	発症	→	→	→	→	解熱	登校可能 ○		
		出席停止								
例6	一度、解熱したが再度、発熱した場合	発症	→	→	→	→	再度の発熱	解熱後1日目	登校可能 ○	
		出席停止								

- ・上記の表は発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで登校できない出席停止の旨を表にしたものです。
- ・発症したその日は、「発症後1日目」とはなりません。「発症＝発症後0日目」となります。同様に解熱したその日は、「解熱後1日目」とはならず、「解熱＝解熱後0日目」となります。
- ・例6のように、一度は解熱したが再度、発熱した場合は再度、解熱した日から数えて2日間を経過するまでが出席停止となります。
- ・熱はないが頭痛がする、だるい等の症状がある日は出席停止期間に含めて数えてください。
- ・医療機関に受診せずに、自然治癒した場合は出席停止扱いにすることはできません。